

平成二十年九月二十五日提出  
質 問 第 一 六 号

自殺した自衛官を巡る訴訟問題はじめ自衛官自殺問題に対する防衛省の対応並びに認識に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

自殺した自衛官を巡る訴訟問題はじめ自衛官自殺問題に対する防衛省の対応並びに認識に関する質問主意書

一 一九九九年、海上自衛隊佐世保基地の護衛艦さわぎり艦内で当時二十一歳の三等海曹が自殺した事件（以下、「三等海曹自殺事件」という。）につき、福岡高裁が本年八月二十五日、自殺の原因を「上司の侮辱的言動によるストレス」と認め、国に三百五十万円の賠償を命ずる判決を下した。それについて防衛省は、上告を断念する方針を九月六日に決めたと承知するが、右は「三等海曹自殺事件」における防衛省の責任を認めたということか。確認を求める。

二 「三等海曹自殺事件」で上告断念を決定した後、防衛省として自殺した三等海曹の遺族に対して謝罪は行ったか。行っているのならば、防衛省の誰がどのような方策によつて謝罪を行ったのか説明されたい。

三 二で、謝罪を行っていないのならば、その理由を明らかにされたい。

四 「三等海曹自殺事件」について上告を断念した今、防衛省は「三等海曹自殺事件」について、自身の責任、また、自衛隊という組織運営のあり方等について、現在どのような教訓を得て、どのような認識を持つに至っているのか説明されたい。

五 「三等海曹自殺事件」の他にも、現在防衛省は幾つかの自衛官自殺に係る訴訟を抱えていると承知するが、それら訴訟案件はどのようなものがあるのか、全て明らかにされたい。

六 五の訴訟案件に対して、更には、全ての国家公務員の中で自衛官を含む防衛省職員の自殺率が飛び抜けて高いという事実に対して、今回の「三等海曹自殺事件」における上告断念により防衛省が得た教訓、また現在有している認識をどの様に活かし、組織の改善並びに自衛官自殺問題の解決を図って行く考えであるのか説明されたい。

右質問する。